

---

◎所管事務調査の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第19、各委員会の所管事務調査について、調査結果の報告を求めます。

最初に、議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務等の調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1、調査事項、議会改革に関する事項（第三次白老町議会改革の検証について）。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりであります。

6、調査結果及び意見。

本委員会は、平成20年定例会6月会議において、「第3次議会改革の取り組み」について報告し、「町民に開かれた議会」、「町民に親しまれる議会」、「議員の政策能力向上」、「議員の倫理」、「会議の運営」、「議員定数等」の6区分を柱に16項目の改革に取り組むこととした。

第3次議会改革は、平成24年度をもって計画期間が満了することから、改革項目の取り組み結果について昨年度から検証を行ってきたものである。

（1）、白老町議会改革の経過について。

白老町議会は、平成9年に議会改革に関する調査委員会を設置し、みずからの権能により「議会改革の目標」を定めて以来、約15年余りの期間において不断の議会改革に取り組んできた。

この約15年間は、平成10年度からの「第1次議会改革」、平成14年度からの「第2次議会改革」及び平成20年度からの「第3次議会改革」に区分されるが、議会改革の一貫したテーマは、「町民に開かれた議会」、「町民に親しまれる議会」、「議員の政策能力の向上」であり、町民に信頼され、共に歩む議会を目指して活動を行ってきたところである。

これらの取り組みは、全国・全道に先駆けて行っており、北海道内の議会改革先進地として高い評価を受けているものであり、第3次議会改革の期間中には、142団体、1,400人を超える市町村議会議員等が視察に訪れている。

（2）、第3次議会改革の取り組みと実施結果及び検証について。

第3次白老町議会改革は、計画期間を平成20年度から平成24年度までの5カ年間と定めて、白老町自治基本条例の議会に関する条項を基に、6区分・16項目の改革項目を掲げ取り組むほか、第1次及び第2次議会改革において改革してきた項目についてもさらなる充実を目指すこととした。第3次白老町議会改革の6区分・16項目については、記載のとおりでございます。

これら6区分・16項目の改革項目は、さらに具体的な項目を定め、取り組んだ結果、別紙「第3次白老町議会改革の取り組み結果（平成20年度から平成24年度）」のとおりであり、おおむね着実に推進したものと判断するところである。

また、一部未実施の項目については、引き続き検討を進めるものである。

(3)、今後の取り組みについて。

地方分権改革の歩みは、平成5年6月の国会による「地方分権の推進に関する決議」に始まり、平成12年4月の地方分権一括法の施行により、機関委任事務が廃止されるなど、国と地方自治体は「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係に変わり、地方議会の守備範囲は飛躍的に広がった。

しかし、その後の三位一体の改革による地方交付税の削減などにより、地方財政は悪化の一途をたどり、議会に対しても議員定数・議員報酬など、住民の不満・不信が強くなっている。

議会は、首長及び議会議員を住民が直接選挙で選ぶ二元代表制のもと、首長と議会が相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら自治体運営の基本的な方針を議決により決定し、その執行を監視し、また政策提案を通してまちづくりが行われていく。地方分権によって議会は自治を担う機関としてますますその存在は高まっている。議会が名実ともに住民の代表機関として活性化し、討論の場として機能を発揮しながら、住民の信頼を得る努力が必要である。

そのために何をしなければならないか、常に住民を基軸とした議会運営を行うことはもちろん、議員個々の能力を高め、政策追求型から政策提案・討論型の議会に改革し、住民の視点に立った住民と協働する議会でなければならないと考える。

今、財政問題を初めとする重要な行政課題を抱え、議会の果たす役割は非常に重要であり、多様化する住民の意思を反映し住民に信頼される議会を目指し、引き続き議会改革を推進していくものである。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 次に、広報広聴常任委員会氏家裕治委員長。

〔広報広聴常任委員会委員長 氏家裕治君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（氏家裕治君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告いたします。

1、調査事項、(1)、分科会、①、産業厚生分科会、白老建設協会との懇談。(2)、小委員会、議会広報の発行及び広報広聴の調査・研究。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名、6、団体からの出席者は、記載のとおりでございます。

7、調査報告。

本委員会は、所管事務調査として、町内活動団体との懇談及び議会広報の編集・発行が終了したことから、次のとおりその内容を報告する。

(1)、産業厚生分科会。

産業厚生分科会は、白老建設協会との懇談を実施した。なお、その内容については、別紙活動報告書等のとおりでございます。

(2)、小委員会。

小委員会は、議会広報第143号の編集・発行、及び広報広聴の調査・研究を行った。

以上でございます。

○議長（山本浩平君）　ただいま、それぞれの委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　それでは、これをもって報告済みといたします。